

# まずは、 相談してください。

労働に関する相談、質問を幅広く受け付けています。  
**相談は無料、秘密は厳守**します。相談方法は、来庁、電話、FAX、インターネットなどで可能ですので、お気軽に相談してください。  
 労働に関する相談からあっせんによる解決につながることもありますので、職場のトラブルを相談してみませんか。労働者・使用者どなたでも利用できます。

## 労働委員会委員による専門労働相談

労働問題に詳しい労働委員会委員（弁護士、大学教授、労働組合役員、会社役員など）が、毎月1回、2名1組で、それぞれの立場から労使トラブルの原因を探り、解決に役立つ的確なアドバイスを行います。

相談日：毎月第4火曜日

13:00～13:40

（4月は第2火曜日、12月は第3火曜日）

予約制



## 労働委員会事務局職員による労働相談

相談日：月曜日から金曜日まで

8:30～17:15

（土日祝日、年始年末を除く）



## 10月の個別労働紛争処理制度周知月間における 無料労働問題相談会

相談日：毎年、10月の7日間

予約制

県内の各地で労働委員会委員、県・労働局の労働相談員及び労使紛争に詳しい特定社会保険労務士が出張して労働相談に応じています。

詳しくは、8月以降、労働委員会事務局にお問い合わせください。

## お気軽にお問い合わせください

### ○誰でも利用できますか？

県内の事業所に勤務する労働者（正社員・契約社員・パート・アルバイト等）や使用者の方であれば誰でも利用することができます。また、あっせんの前に、労働相談をして事前に相談することができます。

### ○費用はかかりますか？

**無料**で相談や利用ができます。

### ○他人に知られたくないのですが

**秘密厳守**ですので安心して利用してください。また、あっせんは**非公開**です。

### ○解決までの期間はどれくらいですか？

申請書提出から**約1ヶ月以内の解決**を目指しています。ほとんど1回のあっせんで終了しています。

- あっせんは法的拘束力のない任意参加の制度であり、あくまでも労使双方の自主的な歩み寄りによって紛争の解決を図る制度です。
- 香川県労働委員会のあっせんを利用できるのは下記の方です。
  - ・県内に所在する事業所の労働者（労働者であった者を含む）
  - ・県内に所在する事業所の使用者
- 次のような紛争はあっせんの対象になりません。（詳しくは、労働委員会事務局に確認してください。）
  - ・裁判所において判決が確定した紛争又は係争中の紛争
  - ・裁判所で民事調停又は和解が成立した紛争
  - ・労働審判において調停が成立又は労働審判が行われた紛争
  - ・労働局長の助言、指導、勧告が行われている紛争又は労働局においてあっせんが開始されている若しくはあっせんが成立した紛争
  - ・労働基準監督署において法令違反があるとして、指導、処分が行われた紛争

お問い合わせ先

## 香川県労働委員会事務局

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号  
香川県庁東館3階

TEL 087-832-3723

受付時間 8:30～17:15（土日祝は休み）

FAX 087-806-0226 E-mail:rouui@pref.kagawa.lg.jp

詳しくは香川県HPの労働委員会をご覧ください。

香川県労働委員会

検索



ご存じですか？  
労働委員会



職場のトラブル  
あっせんで解決

香川県労働委員会

## ● 労働委員会とは？

労働委員会は、労働組合法という法律に基づいて設けられている機関で、労働問題について専門的知識や経験を持つ、公益・労働者・使用者という3つの立場を代表する委員から構成される専門的な行政機関です。

### 労働委員会

公益  
委員

弁護士、  
大学教授など

労働者  
委員

労働組合  
役員など

使用者  
委員

企業の経営者、  
使用者団体役員など

公益委員（5名）、労働者委員（5名）、使用者委員（5名）の三者構成となっています。

### 労働委員会事務局

〈委員を補佐するために事務局が置れています。〉

労働者と使用者の間で起こる労働に関する問題は、双方が対等の立場で誠意をもって話し合い、自主的に解決するのが最も望ましい姿ですが、ときには話し合いがまとまらないで、当事者間で解決するのが難しい場合があります。

このような場合、労使の紛争を中立・公正な立場で迅速・円満に解決するためのお手伝いするのが労働委員会です。



## ● 個別労働関係紛争あっせん制度

### 個別労働関係紛争とは

労働者個人と使用者との間で起こった労働に関するトラブルのことをいいます。労働関係に関係しない事項についての紛争、例えば労働者と使用者の私的な関係における金銭の貸借に関する紛争などについては、個別労働関係紛争には含まれません。

### 個別労働関係紛争の具体例

#### ○ 労働者の場合

- ・突然会社から解雇されたが、理由等に納得できない
- ・残業しているのに、会社から時間外手当が支払われていない
- ・職場でセクハラ・パワハラを受けているが、会社が対応してくれない

#### ○ 使用者の場合

- ・社員に配置転換を命じたが、応じてくれない
- ・部下への指導をパワハラだと言われて困っている
- ・労働条件の変更について従業員と話しているが円満に進まない

### あっせんとは

労働者と使用者の間にあっせん員が入り、双方の話を聞いて、労使双方が歩み寄ってお互い納得できるようにお手伝いすることです。

### あっせんの特徴

裁判のように事実関係を明らかにしたり、法的に権利関係を判断するのではなく、**お互いに歩み寄れる**ところ探し、あっせん案を提示して解決に導きます。

### 公労使の三者の委員が解決のお手伝い

あっせん員は、労働委員会の委員の中から、**公益・労働者・使用者を代表する委員から各1名**（計3名）が選ばれ、あっせんを行います。

迅速

安心

簡単

無料

STEP  
01



### 申請書の提出

労働者個人又は使用者が労働委員会にあっせんを申請します。申請書の書き方が分からない場合は事務局職員が丁寧に説明します。申請書の様式は労働委員会のホームページでダウンロードできます。



STEP  
02



### 事務局調査

事務局職員が紛争当事者双方から、別々にお話をお聞きします。**相手方があっせんに応じる場合は、あっせん開催日を調整**します。



STEP  
03



### あっせんの実施

あっせんは、原則、県庁で行ないます。当日は、**双方が顔を合わせない形で進行**できます。あっせんには、原則として当事者以外は出席できませんが、当事者から委任された代理人及び補佐人は出席することができます。（あっせんの手続きは法律的知识を要しませんので、代理人・補佐人を依頼しなくても支障はありません。）  
所要時間は、事案にもよりますが、概ね3時間程度です。



労働者側



使用者側

STEP  
04



### 解決・打切り

あっせん員が紛争当事者双方からよくお話をお聞きし、**双方が歩み寄れる場合はあっせん案（解決案）を提示**します。双方が合意できれば解決です。合意はできないがもう少し考えたいなど、解決の見込みがあれば、あっせんが継続となり、次のあっせん開催日を設定します。**解決の見込みのない場合は、その時点で打切りとなり終了**します。



申請者はいつでも申請を取り下げることができます。

使用者は、労働者があっせん申請をしたことを理由として、不利益な扱いをすることは禁止されています。